平成２６年（フ）第４８号
宮崎県日向市大字富高658番地５
債務者　黒木　千恵
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第４８号
宮城県大崎市古川南町４丁目２番６号　ハイカムール南町102号
債務者　岡崎やよえ
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
千葉県我孫子市布佐3274番地の４　101号カメーリア
債務者　中村　淑子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２４６号
千葉県柏市千代田１丁目５番35―901号
債務者　大石由美子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５号
福井県小浜市金屋第60号２番地の１
債務者　千田えつ子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２５号
長野県伊那市御園536番地　みそのグレートハイツ105号
債務者　田畑　厚美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２７号
長野県上伊那郡飯島町七久保483番地４
債務者　藤田　泰裕
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第７７号
広島県呉市西谷町13番８―202号
債務者　米田　和子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第７９号
広島県呉市阿賀北３丁目２番29号
債務者　新川　清子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６９号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂５、住民票上の住所徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛114番地43
債務者　山中　茂好
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７９号
熊本市南区城南町宮地1024番地
債務者　内村しげ子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８４号
熊本県宇土市栄町216番地１　吉本アパート103
債務者　月山　浩美
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９１号
熊本市北区龍田町弓削661番地26
債務者　池永千津代
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９６号
熊本市東区水源１丁目21番２―８号、前住所熊本市北区龍田７丁目27番55号　後藤方
債務者　岡本久美子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９７号
熊本市東区下南部３丁目４番40号　金子下宿301号
債務者　池田　久志
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係